

平成 27 年 3 月 31 日
東海村総務部総務課

公共工事における中間前金払の実施について

公共工事を受注した建設業者の資金需要に応じて円滑に資金提供を行うことにより、厳しい経営環境に置かれている建設業の経営改善を図り、公共工事の適正な施工を促進するため、東海村財務規則(平成 2 年東海村規則第 4 号)の一部を改正するとともに、東海村建設工事中間前金払実施要綱を制定することにより、平成 27 年 4 月 1 日から公共工事における中間前金払を下記のとおり実施いたします。

関係各位におかれましては、下記事項にご留意の上、適宜ご対応くださるようお願いいたします。

記

1 中間前金払とは

公共工事について、当初の前金払(請負代金額の 10 分の 4 以内)に追加して、請負代金額の 10 分の 2 以内を前金払する制度です。

2 中間前金払のメリット

部分払は、出来形検査の実施や出来高検査にかかる書類作成が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、部分払に比べ受注者の書類作成等にかかる手間と時間が大幅に節約され、部分払と比較して受注者及び発注者双方の事務を簡素化することができます。

3 中間前金払の対象工事

請負代金額が 300 万円以上であり、かつ、工期が 31 日以上の公共工事です。

4 中間前金払を請求できる要件

下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

- ①当初の前金払を受けていること。
- ②工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ③工程表により、工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきとされている作業が行われていること。
- ④既に行われた工事の作業に要した経費が請負代金額の 2 分の 1 以上に達していること。

5 中間前金払の認定に必要な書類及び事務の流れ

①受注者は「中間前金払認定申請書(様式第1号)」に「工事履行報告書(様式第2号)」を添付して工事主管課に提出する。

※工事履行報告書については、監督職員との協議の上、作成すること。

②工事主管課は、申請があった書類の内容を直ちに審査し、その結果を「中間前金払認定(非認定)通知書(様式第3号)」により、申請があった日から7日以内に当該受注者に通知する。

③認定を受けた受注者は、「請求書」に保証事業会社が発行した「中間前払金保証証書」及び「中間前金払認定通知書」の写しを契約担当課に提出する。

④契約担当課は、提出があった請求書等を確認の上、速やかに予算執行課に渡す。

⑤予算執行課は、請求があった日から14日以内に支払う。

6 請負代金額が変更(増額・減額)になった場合

中間前金払の割合は請負代金額の10分の2以内であり、かつ当初の前金払との合計が10分の6を超えることはできません。

①変更契約の内容が増額の場合

【例】当初の請負代金額	16,200,000円(税込)
増額変更金額	3,240,000円(税込)
変更後の請負代金額	19,440,000円(税込)
受領済の前金払の額	6,480,000円(税込)

$$19,440,000円 \times 20\% = 3,888,000円$$

$$3,888,000円 + 6,480,000円 = 10,368,000円$$

$$19,440,000円 \times 60\% = 11,664,000円$$

$$10,368,000円 < 11,664,000円$$

中間前金払請求可能額 3,888,000円(税込)

※この場合、「変更後の請負代金額×20%+受領済の前金払の額」が「変更後の請負代金額×60%」を超えていないため、「変更後の請負代金額×20%」が中間前金払の額となります。

②変更契約の内容が減額の場合

【例】当初の請負代金額	16,200,000円(税込)
減額変更金額	1,080,000円(税込)
変更後の請負代金額	15,120,000円(税込)
受領済の前金払の額	6,480,000円(税込)

$$15,120,000円 \times 20\% = 3,024,000円$$

$$3,024,000円 + 6,480,000円 = 9,504,000円$$

$$15,120,000円 \times 60\% = 9,072,000円$$

$$9,504,000円 > 9,072,000円$$

9,072,000 円－6,480,000 円＝2,592,000 円

中間前金払請求可能額 2,592,000 円(税込)

※この場合、「変更後の請負代金額×20%＋受領済の前金払の額」が「変更後の請負代金額×60%」を超えているため、「変更後の請負代金額×60%－受領済の前金払の額」が中間前金払の額となります。

③当初の請負代金額が 300 万円未満だった工事については、その後増額変更により請負代金額が 300 万円以上となっても中間前金払の対象にはなりません。一方、当初の請負代金額が 300 万円以上だった工事については、その後減額変更により請負代金額が 300 万円未満となっても中間前金払の対象となります。

7 変更契約により工期が延長になった場合

変更後の工期の 2 分の 1 とする。

8 部分払との調整

部分払をした同一会計年度内に、中間前金払の請求をすることはできません。また、既に部分払をした工事を翌年度に繰り越した場合も同様とします（継続費及び債務負担行為によるものは除く。）。

9 適用期日

村発注の入札において、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。